

聖籠町告示第60号

聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年7月31日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録等に関する要綱の一部を改正する告示

聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録等に関する要綱（平成24年聖籠町告示第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「

代理受領見込額 (A×0.9)								円
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	---

 」を

「

代理受領見込額	利用者負担が1割の場合 (A×0.9)							円
	利用者負担が2割の場合 (A×0.8)							円

 」に改める。

附 則

この告示は、平成27年8月1日から施行する。